

# 栗東市就労支援ガイドライン（案）

令和7年11月4日時点

栗東市



## 目 次

序章 栗東市就労支援ガイドラインの策定にあたって	1
<b>第1章 栗東市就労支援ガイドラインの基本的な考え方</b>	
1. 策定の目的	2
2. 対象者	2
3. 就労阻害要因や就労に関して求められていることの概要	3
<b>第2章 対象者別の各種施策等</b>	
1. 求職者（就職困難者等）向け	6
2. 在職者（不安定就労者）向け	8
3. 企業・事業所等向け	8
<b>第3章 就労支援の基本方針</b>	
1. 基本的な展開方針	9
(1) 就労相談・支援体制の確立	
(2) 企業・事業所との連携の強化	
2. 就労支援事業の推進段階の流れ	11
(1) 第1段階（相談・調整）	
(2) 第2段階（情報提供・プラン作成・個別ケース検討会議）	
(3) 第3段階（実施・フォロー）	
3. 就労支援機能・役割	13
(1) 就労支援に関わる相談窓口	
(2) 企業・事業所との連携	
(3) 個別ケース検討会議	
(4) 就労支援事業推進会議	
4. 就労支援施策の展開	17
(1) 就労を関係機関等が一体となって支える事業	
(2) 就労の実現に向けて当事者が自らの能力を高める事業	

## 序章 栗東市就労支援ガイドラインの策定にあたって

働くこと（雇用・就労）は、市民一人ひとりが自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参画、生きがい作りなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人たちの就労を促進するため、平成17（2005）年7月に「栗東市就労支援計画」を策定しました。平成23（2011）年3月には「第二次栗東市就労支援計画」、平成29（2017）年3月には「第三次栗東市就労支援計画」、令和3（2021）年3月には「第四次栗東市就労支援計画」を策定し、計画に基づく相談窓口の設置や支援体制を整備するなど、就職困難者等の就労に向けて取り組みを進めてきました。

この間、就労者を取り巻く雇用状況は時代を反映して大きく変遷し、障害者法定雇用率の引き上げにより、滋賀県の民間企業における障害者雇用率および実雇用数が増加するなど、障がい者の労働環境は前進傾向にあるといえます。

また、国において一億総活躍社会の実現を目指す「働き方改革」が推進され、女性・若者が活躍しやすい環境整備や、高齢者の就業促進、障がい者の就労促進等、労働者が多様な働き方を選択できる社会の実現のための取り組みが行われています。

その一方で、ストレスによる心疾患により就職困難者となる人や、発達障がいのある方への就労支援が課題にあります。そのほか、80代の親世代が50代の子どもの生活を支える8050問題の背景には、子どものひきこもりや精神疾患、障がい、介護など複数の要因を抱えていることが多く、就労を阻害する要因の多様化に伴って、関係機関や部署の横断的な取り組みによる複合的な支援が必要とされています。

本市においては、「第四次栗東市就労支援計画」を見直し、これまでの取り組みや社会情勢に応じた新たな課題に向けての対応等を踏まえながら、今般就職困難者等の就労促進を図るための指針となる「栗東市就労支援ガイドライン」を策定しました。

# 第1章 栗東市就労支援ガイドラインの基本的な考え方

## 1. 策定の目的

栗東市就労支援ガイドラインでは、「働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下「就職困難者等」といいます）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体等と連携・協力し、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的な権利である就労を促進するとともに、より多くの人々が働き、自立し、自己実現や社会参加することを通じて、活力ある社会を目指します。

## 2. 対象者

本ガイドラインでは、次のような「就職困難者等」を対象としています。

- (1) 働く意欲がありながら、「障がい」（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等）があり働くことができていない人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことができないひとり親家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、出身地に対する歴史的・社会的な偏見などの理由により働くことができない人
- (4) 働く意欲がありながら、職に就けないなどの理由により働くことができない学卒無業者・若年者
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのために安心して働くことができない外国人
- (6) 上記以外で、働く意欲がありながら就労支援を必要とする人や、現在働いているものの待遇や労働条件などに困難な課題がある人（不安定就労者・生活困窮者等）

### 3. 就労阻害要因や就労に関して求められていることの概要

主な就労阻害要因や就労支援に関して求められていることとしては次のようなことがあげられます。

#### ＜就職困難者等全般＞

##### ◇就労阻害要因◇

- 企業が就職困難者等の能力を把握しきれておらず、職域が十分に開拓されていない。
- 就労に向けて働くことができる企業実習（職場体験）や、トライアル雇用を実施している企業が少ない。
- コミュニケーション、ソーシャルスキルを苦手とする就職困難者等が多く、対人関係の構築が不得手である。
- 家庭環境などを含む複合的要因を抱えている。
- 就職困難者等に対して偏見や理解不足がある。
- 就業時間、業種、環境において多様化する働き方のニーズに事業所が対応できていない。

##### ◇求められていること◇

- 企業・事業所において、就職困難者等に対しての柔軟な受け入れ体制が求められている。
- 就職困難者等の技術・技能の習得、向上や、資格取得に向けた支援が必要である。
- 協力的な職場体験先を開拓していくとともに、多様な企業実習（職場体験）の受け入れを企業・事業所に求めていく取り組みが必要である。
- 就労のハードルが高い方に向けた、仕事を少しだけ体験することができる環境の整備が必要である。
- 就職後も安定して就労が継続できるためのサポートが求められている。
- 福祉的事業所へのアウトソーシングや対人関係の構築を通じて就労につなげていくことが必要である。
- 就職困難者等に対しての理解を企業・事業所に求めていくにあたり、啓発方法の検討が必要である。
- 基礎的なソーシャルスキル向上の支援が求められている。
- 支援者向けの合理的配慮に関する研修の開催、実践例の紹介が求められている。
- 外部の専門機関等と連携を図り、相談支援体制の充実を図ることが必要である。
- 就労を阻害するさまざまな要因へ多方面からアプローチを行って、課題解決に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 適切なアセスメントによって、一人ひとりに適したサポートプランの作成が求められている。

○就職困難者等の雇用促進に向けて、企業・事業所へ丁寧な働きかけをしていくことが必要である。

○就労支援に関わる関係機関との連携や情報共有を図り、有効な就労支援システムの構築につなげていく必要がある。

#### ＜障がい者＞

##### ◇就労阻害要因◇

○障がい特性と仕事内容や環境の整合性により、雇用の場・機会が限られる。

○障がい者雇用に対する情報や知識が、十分に事業者に行き渡っていない。

○市内や近隣市でのトライアル雇用の受け入れが少ない。

○就労環境が整っていない。(施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置など)

○企業・事業所における「障害者法定雇用率」の遵守・達成が十分でない。

##### ◇求められていること◇

○一般就労に向けた就労移行支援事業等の拡充が求められている。

○就労・就職の前段階としての日常生活のサポート体制・システムの充実が求められている。

○「働き・暮らし応援センターりらく」や就労移行支援事業所等との連携による対応が求められている。

○企業・事業所に対して合理的配慮について啓発していく必要がある。

○障がい者雇用に関する情報提供や啓発活動を推進していく必要がある。

#### ＜ひとり親家庭の保護者＞

##### ◇就労阻害要因◇

○子どもの保育環境が就労に直接的な影響を与える。

○子どものケアに対する社会資源が不足している。

○フルタイムで働くのが難しい（出勤時間・残業時間の調整が必要な場合がある）

##### ◇求められていること◇

○保育や子育て支援サービス等の利用希望者が、希望どおりに利用できる環境が求められている。

○企業・事業所における看護休暇や育児休暇などの積極的な取り組みが必要である。

○就労相談体制の整備が求められている。

### ＜出身地に対する歴史的・社会的な偏見＞

- ◇就労阻害要因◇
  - 部落差別意識が拭いさされていない。
  - 就労だけでなく、複合的要因を抱えている。
- 
- ◇求められていること◇
  - 部落差別に対する正しい理解と認識を深めることが必要である。
  - 就労・生活・健康・教育などの総合的な相談事業の充実と相談員の育成が求められている。

### ＜学卒無業者・若年者＞

- ◇就労阻害要因◇
  - 就労の意味の理解や社会性・コミュニケーション能力が欠けている。
  - 就労に際して、一定の学歴が求められることがある。
  - 就労経験がないことや就労経験が乏しいことが不利に働くことがある。
  - 栗東市や近隣市での、職場体験やトライアル雇用などの受け入れ先にあたり職種に偏りがある。
- 
- ◇求められていること◇
  - 就職に対しての理解やコミュニケーション力の育成機会の確保が必要である。
  - 就労経験の有無、就労経験の多少によらない、本人の能力に応じた就労機会の確保が求められている。
  - 相談窓口の周知が必要である。
  - 受け入れ先にあたっては、新職種の開拓が求められている。

### ＜外国人＞

- ◇就労阻害要因◇
  - 外国人に対しての理解が不足している。
  - 言葉の壁があり、コミュニケーションがうまくとれない。
  - 身边に相談できる公的な窓口が少ない。
- 
- ◇求められていること◇
  - 多文化共生に関するニーズの把握、継続した事業実施及び情報発信が必要である。
  - 多国籍市民にとって通いやすい日本語教室のあり方・周知方法の検討が求められる。
  - 相談窓口の多言語化が求められている。

## 第2章 対象者別の各種施策等

市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

### 1. 求職者（就職困難者等）向け

#### ◇職業紹介・職業相談

ハローワーク草津等では、求職者の希望と能力に最も適した職業の紹介を受けることができます。また、就職に向けての各種相談や職業適性診断のほか、雇用保険の適用、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給などを行っています。

#### ◇就労相談

本市では、関係各課にて就労相談を行っています。

商工観光労政課	就労意欲がありながらもさまざまな要因により働くことが困難な方への就労支援。
子育て支援課	ひとり親家庭の保護者に対する就労相談や就労情報の提供など。
障がい福祉課	就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい福祉サービス（福祉的就労）の利用に関する相談など。
社会福祉課	商工観光労政課やハローワークとの連携による生活困窮者等への就労支援や、就労支援員による生活保護受給者への就労支援など。
ひだまりの家 コミュニティセンター治田西	職業安定推進員等による対象地域住民への就労支援。
栗東市少年センター	無職少年対策指導員による若年者を対象とした就労相談など。
発達支援課	発達特性により就労に困難さを抱える方への発達検査、助言・相談など。

#### ◇職業能力開発

滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）や滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムを整備しています。

#### ◇生活困窮者の就労支援

本市では生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題など生活上の困難に直面している方、生きづらさを抱える方に対し、「自立相談支援事業」による就労支援や、「住居確保給付金」の支給と併せた就労支援、「就労準備支援事業」などを行っています。また、令和6年度より重層的支援体制推進事業を開始し、複合的な就労阻害要因のある方に対して、他機関協働による多方面からのアプローチで、課題解決に向けて取り組んでいます。

#### ◇障がい者の就労支援

本市では、滋賀県が福祉圏域ごとに設置している「障害者働き・暮らし応援センター」と連携し、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう就労支援を行っています。

#### ◇ひとり親家庭の保護者の自立支援関係事業

本市では、就職を希望するひとり親家庭の保護者を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」や看護師、介護福祉士等の資格取得のため6月以上養成機関で修業する場合の生活の負担軽減に支給する「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」を行っています。

#### ◇仕事と子育ての両立支援

本市では、仕事と子育ての両立支援を行うため、保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供しています。保育所への入所（通常保育）をはじめ、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育などを実施しています。また、令和7年度からはファミリー・サポート・センター事業を開始しています。

#### ◇補助制度

就職に向けた能力開発を行い、安定した就労につながるよう「資格取得支援補助金」の補助制度を行っています。

## 2. 在職者（不安定就労者）向け

### ◇労働相談

滋賀県において、労働に関するさまざまな問題について、労働者・事業主からの相談窓口として労働相談所を設置しています。

### ◇職場定着支援、キャリアアップ支援

滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）では、在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムを整備しています。

## 3. 企業・事業所等向け

本市では、就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、あらゆる差別の解消に向けた研修などを実施しています。

滋賀労働局では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるよう、人権問題の正しい理解と、応募者の適性と能力のみに基づく公正な採用選考の実施について、あらゆる機会を通じて企業に対する指導を行うとともに、各種啓発資料を配布することなどにより啓発に努めています。また、「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」、「雇用調整助成金」などの各種助成制度の周知に努めています。

## 第3章 就労支援の基本方針

### 1. 基本的な展開方針

国や県、関係機関や団体と連携し、就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

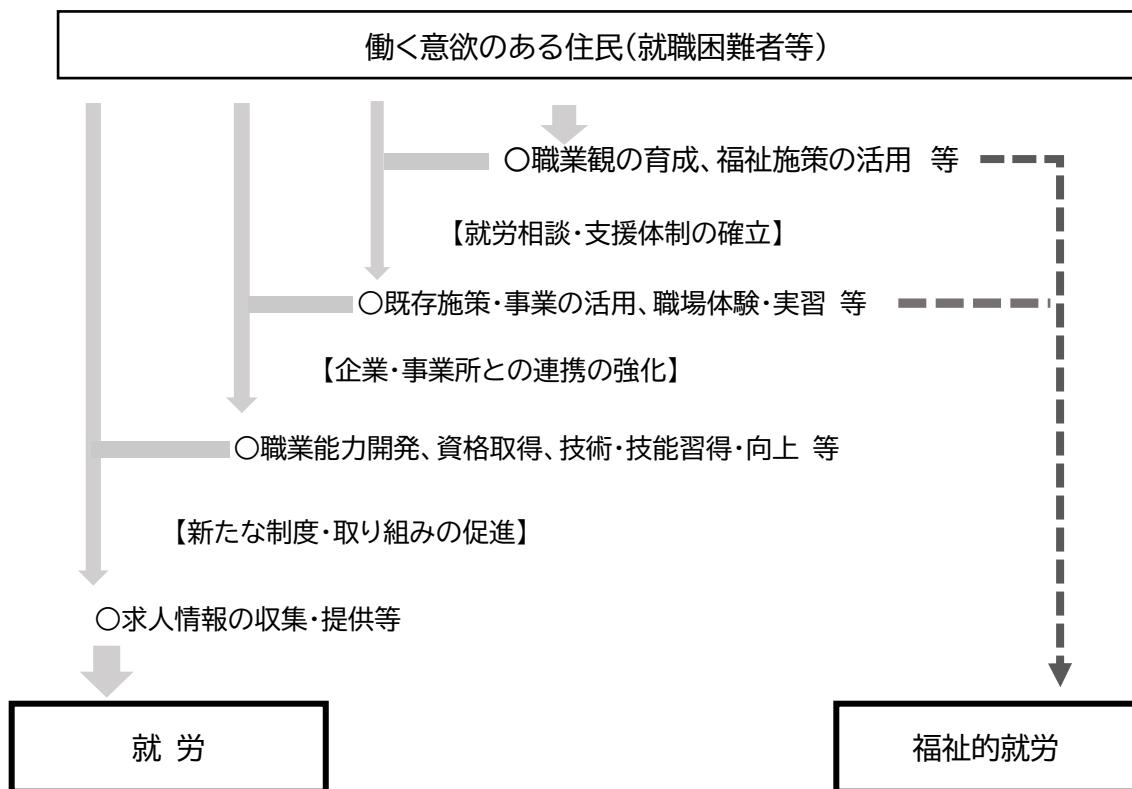
#### (1) 就労相談・支援体制の確立

就労支援相談員を中心に就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関とのさらなる連携を充実していきます。

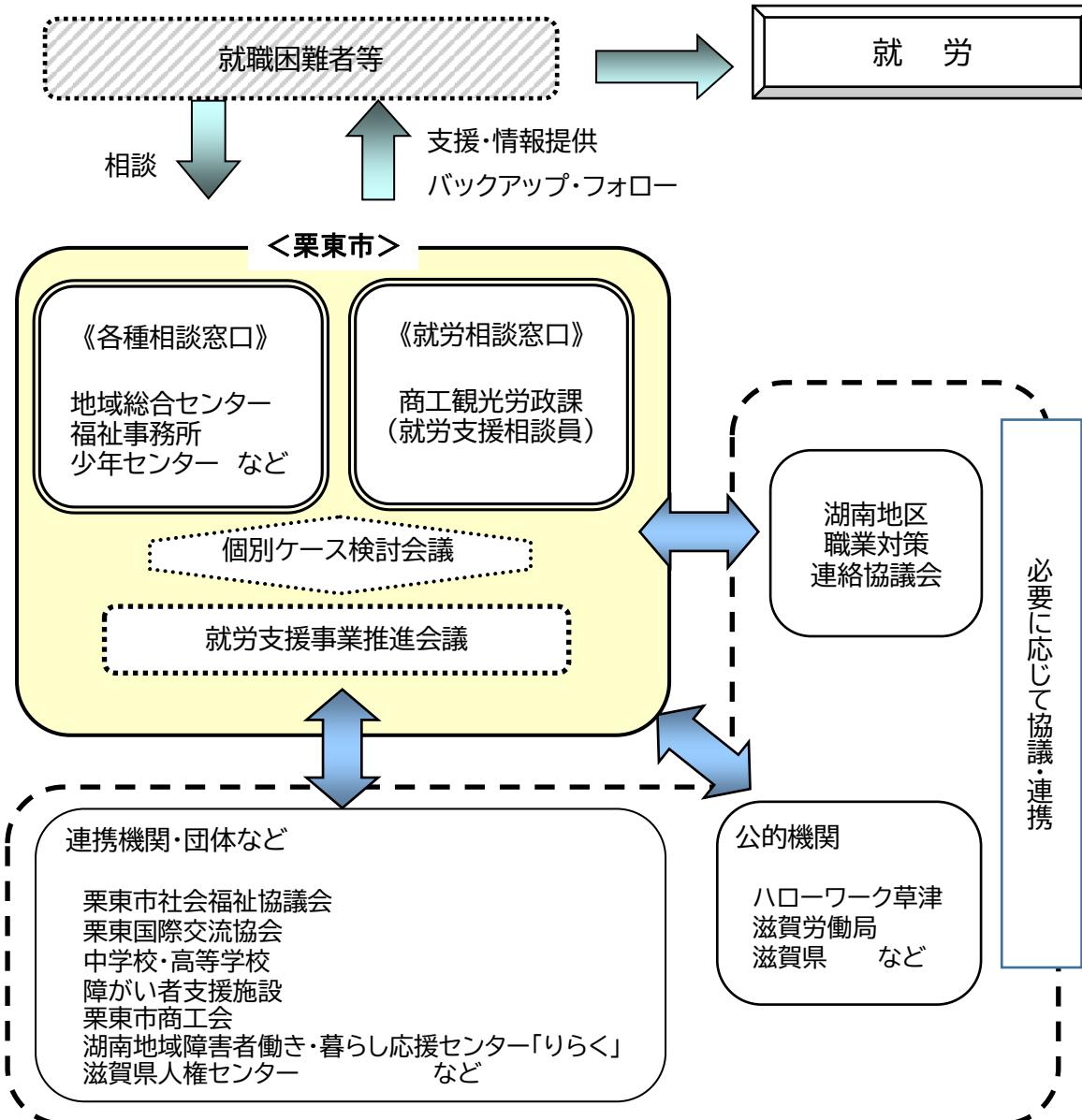
#### (2) 企業・事業所との連携の強化

求人や障がい福祉サービス事業所への外注などに関する情報の収集を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携・情報交換・交流の機会づくりに努めます。

『就労支援の基本的な展開のイメージ図』



«就労支援の推進体制イメージ図»



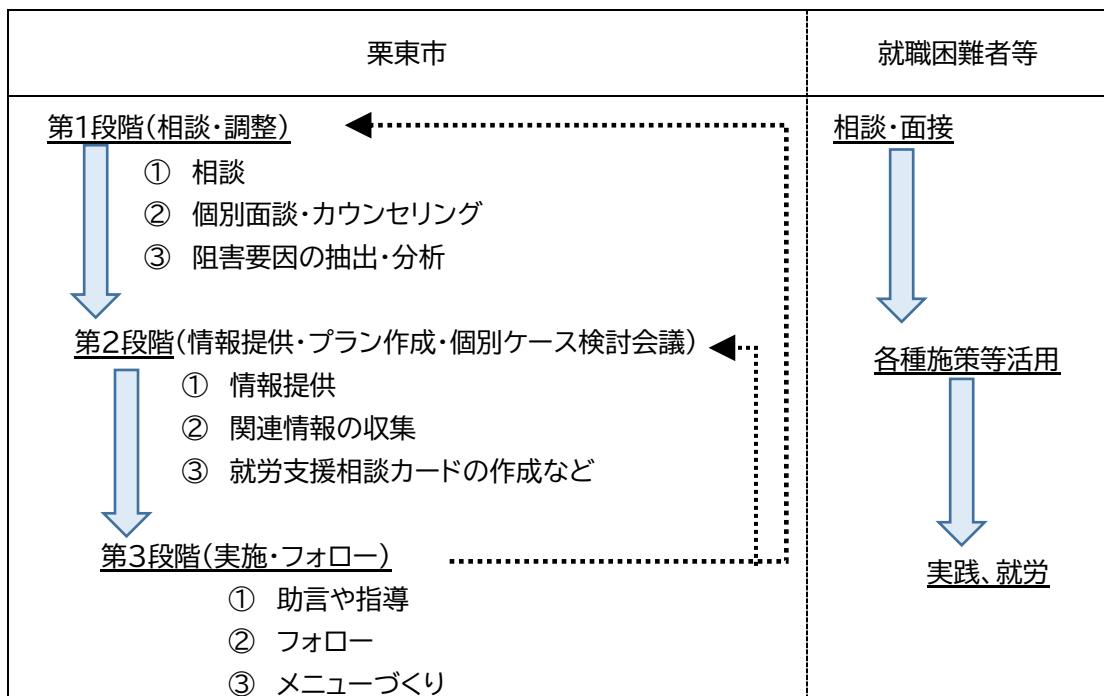
«概要»

- ①関係各課では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供および必要に応じて就労支援サポートプランの作成を行います。
- ②就労支援相談員（商工観光労政課）は、担当各課・関係機関と連携を図りながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- ③就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を実施するため、関係各課や関係機関等と情報交換や調整を図り、『個別ケース検討会議』を開催します。
- ④関係各課が一体的に就労支援事業に取り組むため、『就労支援事業推進会議』を設置します。

## 2. 就労支援事業の推進段階の流れ

就職困難者等一人ひとりの就労支援を適切に実施していくため、就労支援事業を段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

«段階ごとの就労支援のイメージ»



### (1) 第1段階（相談・調整）

就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

#### ①相談（聴取・情報把握・カウンセリング）

○関係各課において、相談を受け応対

#### ②個別面談・カウンセリング

○必要に応じて個別面談・カウンセリングなどを実施

○相談内容により、福祉的就労など関係各課と連携

#### ③阻害要因の抽出・分析

○個別面談の結果などから、一人ひとりの就労阻害要因を抽出・分析

○就労阻害要因の解消ができるような各種施策・制度などの情報収集・整理

## （2）第2段階（情報提供・プラン作成・個別ケース検討会議）

就労支援に関する各種施策・サービスなどの情報を含め、就労支援相談カード（P15 様式）、または必要に応じて就職困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」（P16 様式）を作成します。また、個別ケース検討会議を開き、関係各課で受けた相談内容などの情報の共有を図ります。

### ①各種情報の提供、利活用の勧奨

- 各種情報の提供や職業適性診断など自己分析の実施
- 就職困難者等に対する各種施策・制度の利活用を勧奨および関係課への誘導・依頼

### ②関連情報の収集

- 市内および近隣市町の求人情報などの収集
- トライアル雇用や就業体験、職場体験に関する情報の収集

### ③「就労支援相談カード」

- 就労阻害要因や課題などを整理
- 必要に応じて一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成

### ④個別ケース検討会議

- 関係各課で受けた相談内容の共有
- 就労支援の方針や計画内容について検討・調整

## （3）第3段階（実施・フォロー）

就職困難者等に個別メニュー（講座・プログラム）の実践を助言・指導します。また、就職困難者等の就労後の状況、事業全体の有効性などを確認します。

### ①個別メニューの実行

- 個別メニューの実践を助言・指導
- 就労体験先の企業・事業所や訓練機関などとの日程調整・連絡網の構築
- 就職活動などに向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）

### ②フォロー

- 個別ケースの検証・評価の実施
- 事業全般の効果測定
- 就労後の定期的な訪問・連絡（定着確認、職場環境）

### ③メニューづくりなど

- 企業・事業所に対する就職困難者等の就労促進を勧奨
- 関係各課と他市などとの施策・メニューの照会・情報交換
- 就労支援メニューの策定

### 3. 就労支援機能・役割

#### (1) 就労支援に関する相談窓口（商工観光労政課、社会福祉課など）

##### ＜役割＞

就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。

##### ＜内容＞

- ①就職困難者等に対して、個別面談などにより「就労支援相談カード」を作成し、就労阻害要因の抽出と整理を行います。
- ②就職困難者等の相談内容に関する関係者との連絡・調整を行い、就労に活用できる各種施策に関する情報を就職困難者等に提供します。
- ③個別ケース検討会議の全体的コーディネートを行います。
- ④必要に応じて「就労支援サポートプラン」を作成し、就職困難者等に提示し、就労に結びつけます。（ハローワークなどに誘導）
- ⑤就職困難者等が就労した後の定期的な状況を把握します。

#### (2) 企業・事業所との連携（商工観光労政課）

##### ＜役割＞

企業・事業所との連携、就労の機会・場の創出などを担います。

##### ＜内容＞

- ①企業・事業所に対して、公正採用をはじめとする人権啓発を行います。
- ②企業・事業所と情報交換を行い、雇用・就労機会の支援をします。

#### (3) 個別ケース検討会議（関係各課）

##### ＜役割＞

就職困難者等の就労阻害要因の解消を図るため、形式を問わず必要に応じて開催し、施策等の調整を行います。

##### ＜構成員＞

就労支援相談員をはじめ、労政・就労、人権施策、障がい者福祉、社会福祉、生活保護、児童福祉、高齢者福祉、学校教育、少年センターやハローワークなどの関係機関・団体の担当者

##### ＜内容＞

- ①一人ひとりの就労阻害要因の解消に適した支援の検討および関係機関との調整を行います。
- ②個別ケースの評価や取りまとめを行います。

#### (4) 就労支援事業推進会議

##### <役割>

就労支援事業全般の推進の総合的な調整を担います。

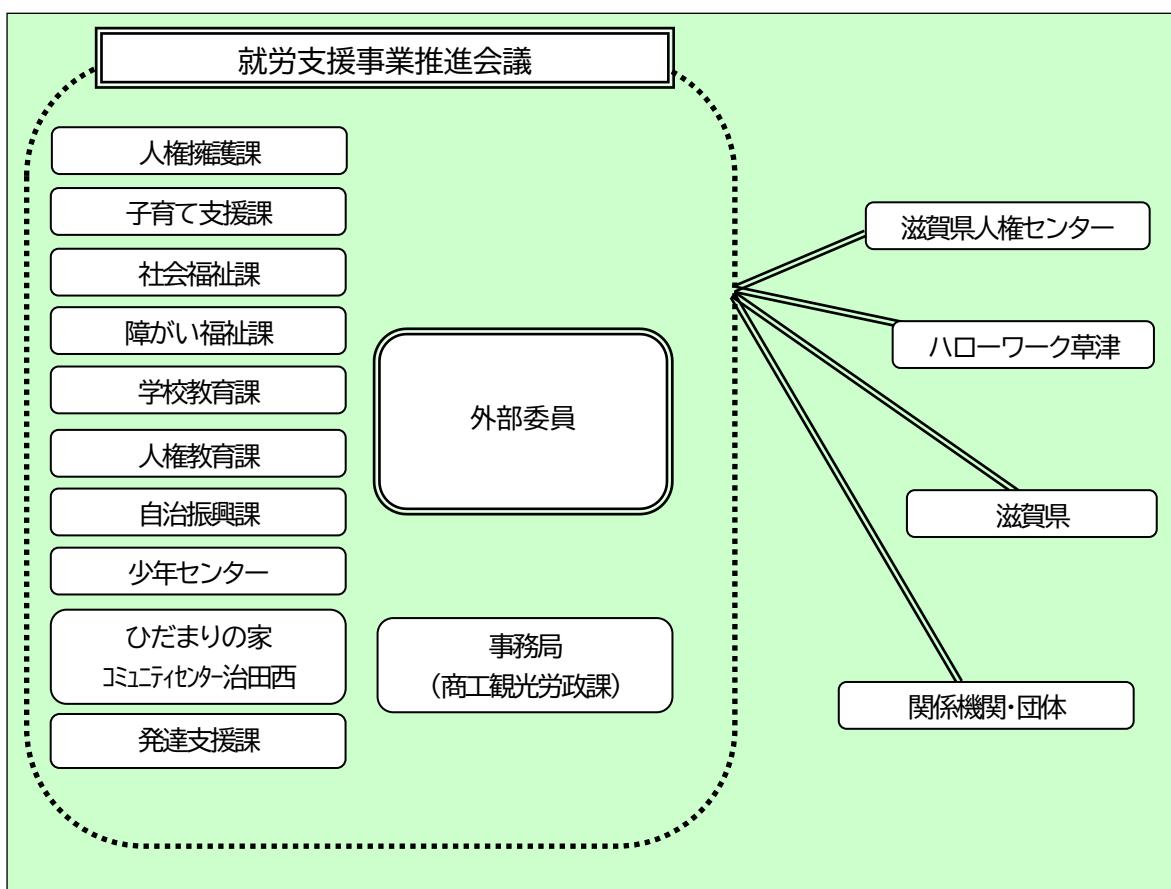
##### <構成員>

庁内および関係機関の就労に関わる責任者など。

##### <内容>

- ①就労支援事業の推進に関して関係機関との連携を図ります。
- ②就労阻害要因の解消などに資する就労支援事業の企画や立案・調整を行います。
- ③就労支援事業の効果測定や評価などを基に事業全体の総合的な調整を行います。

#### «就労支援事業推進会議 構成機関»



## 就労支援相談カード

取扱注意

受付日	年 月 日					
ふりがな	生年月日 (S・H )年 月 日					
名前		性別	年齢			
			歳			
住所	〒 520- 栗東市	電話番号				
		アドレス	@			
相談内容		相談経路	原課 区分			
			担当者			
困ったこと・苦手なこと						
健康面 (医療機関) (通院頻度) . . (服薬)						
希望内容	職種・業務			学歴		
	雇用形態			中学・高校・大学・短大・専門 卒業・中退		
	収入金額			(校名)		
	休日	月・火・水・木・金・土・日・祝( )				
	勤務時間	: ~ :			好きなこと・趣味	
	1日( )時間 週( )日					
通勤手段	車・自転車・徒歩・電車・バス					
免許資格						
職歴	会社名 (学校卒業後から)		仕事内容	期間	雇用形態 勤務時間	退職理由
備考						

## 情報提供同意書

私は、上記の個人情報に関して、相談内容解決に関わる他機関との連携上、必要な限度で提供することに同意します。

令和 年 月 日 署名 \_\_\_\_\_

## 就労支援サポートプラン

作成者		作成日	年 月 日
-----	--	-----	-------

相談者		性別		年齢	歳
-----	--	----	--	----	---

主訴（困っている事柄）

支援目標

配慮事項

対応中支援メニュー

	施 策	機 関	内 容
年 月～			
年 月～			

緊急対応メニュー

	項 目	内 容
年 月～		

検討中支援メニュー

	施 策・項 目	内 容
年 月～		
年 月～		

個別ケース検討会議(関係・専門機関)意見、助言及び提案

年 月 日
年 月 日

その他特記事項

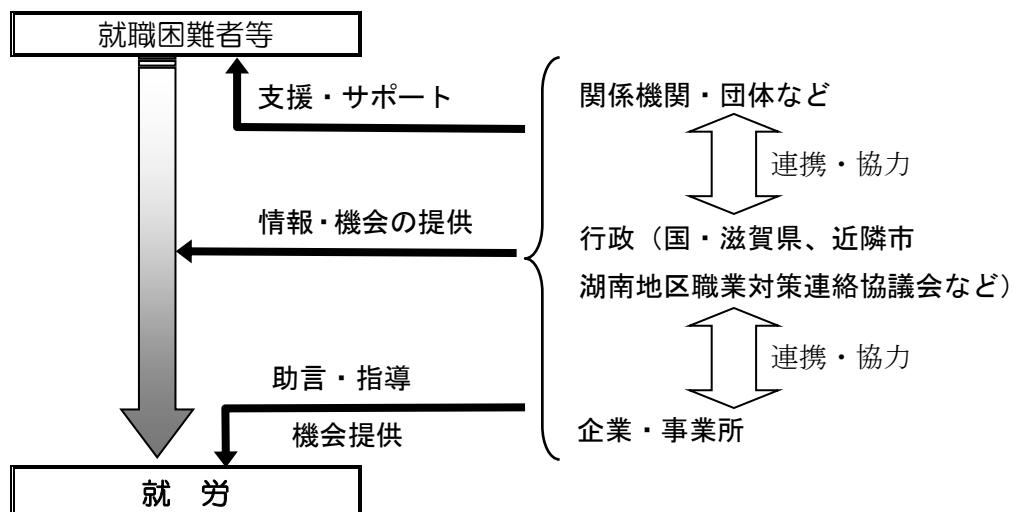
## 4. 就労支援施策の展開

本市では、国、県などの関係機関と連携を図りながら、就労支援に関わる各種施策・事業などの推進を努めます。

### (1) 就労を関係機関等が一体となって支える事業

本市をはじめ、関係機関や団体、企業・事業所などと連携を図り、就職困難者等の就労に向けて、次の事業を展開していきます。

«概念イメージ»



### «主要な事業»

#### ○就労相談体制の充実

関係課間の情報共有や就労支援相談員の能力向上を目的とした研修をはじめ、就労支援事業の展開に向けて体制を整備・充実していきます。

就職困難者等の適性に合った職業を紹介・提供できるよう、市内事業所アンケートなどを活用し、職場体験などを実施している事業所などの情報を収集します。

#### ○雇用・就労情報の収集・提供

ハローワークインターネットサービスを活用し、最新の求人情報を収集し、提供します。また、ハローワークや商工会などと連携し、企業・事業所が求める人材情報（有資格・技能者など）の提供などにも努めています。さらに、就職困難者等が有するさまざまな資格や技能・技術などを整理し、企業・事業所に提供することによって、定着促進・雇用のミスマッチ解消が図れるような仕組みを検討していきます。

#### ○身近な専門相談窓口の支援・育成

就職困難者等が身近な場所で気軽に相談できるよう、相談窓口との連携を充実するとともに、情報提供や情報交換に努めています。

○各種制度・関係機関の利用促進

就職困難者等が自らの可能性を発見するとともに職業観を醸成し、職業生活に円滑に移行できるよう、ハローワークで実施されているトライアル雇用などの啓発・活用促進に努めます。

**(2) 就労の実現に向けて当事者が自らの能力を高める事業**

就職困難者等自らが職業観や職業意識の高揚を図り、資格取得や技術・技能の習得に向けて積極的に取り組んでいくべき事業メニューとして、次のような事業・施策を展開していきます。

《概念イメージ》

就職困難者等

職業観醸成、働く意欲高揚 など



職業能力開発、職場体験実習 など



資格取得、技術・技能習得 など



就労

**《主要な事業》**

- 職業能力開発講座などの活用促進
- 資格取得などのスキルアップ支援の充実
- 職業観育成・生涯生活設計づくりの支援
- 進路学習・職場体験学習の拡充

## 栗東市就労支援ガイドライン

発行年月日 令和8（2026）年3月

編集・発行 栗東市役所 商工観光労政課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13-33

TEL:077-551-0104 FAX:077-551-0148